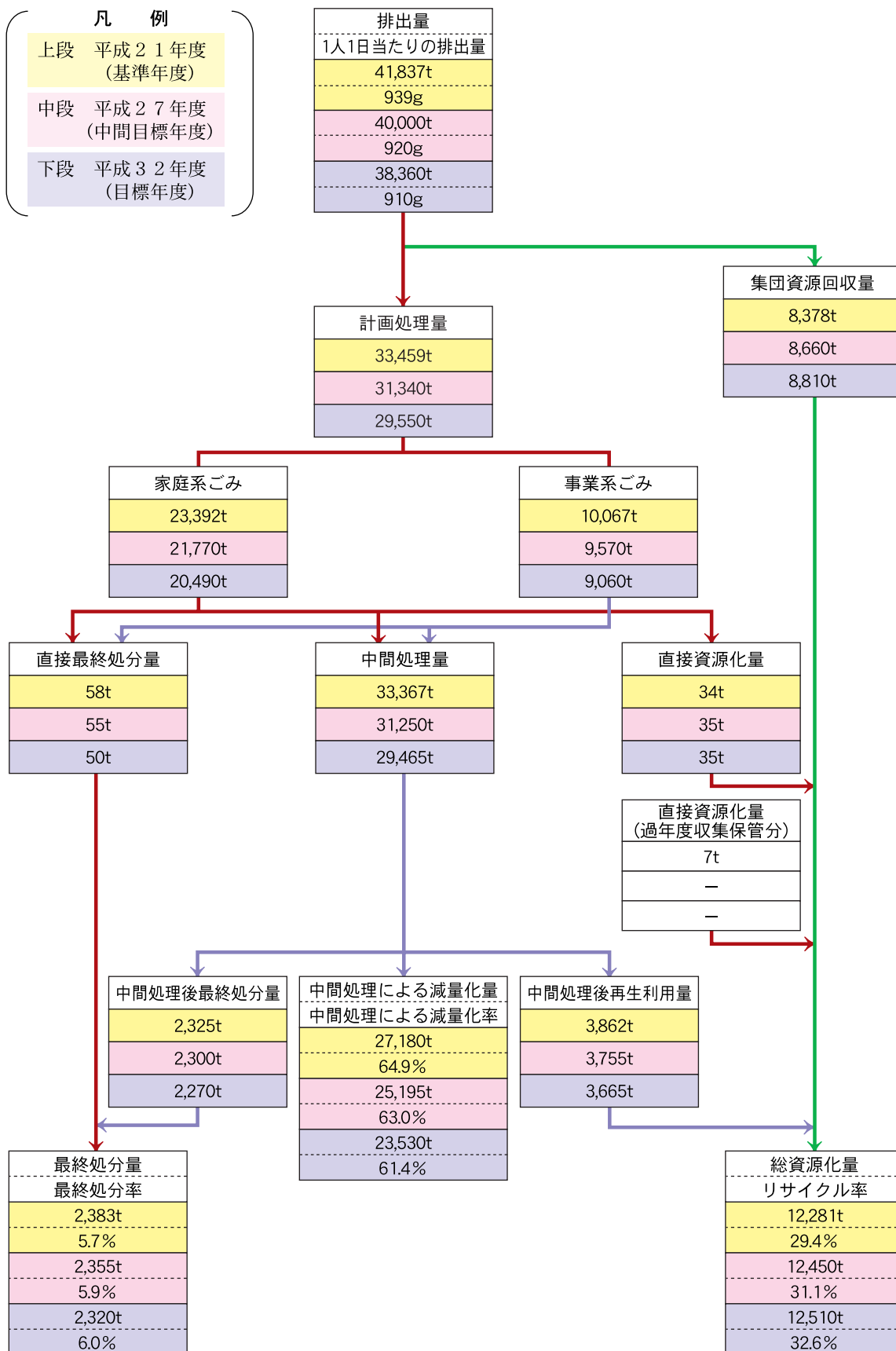


4. 目標年度におけるごみの発生（処理）量

基本方針に基づく様々な施策の取り組みの結果、中間目標年度及び目標年度におけるごみ発生（処理）量は、次のように見込まれます。



5. その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 災害廃棄物処理対策

災害時には、廃棄物の多量発生が予想され、また迅速な対応も求められます。

災害後の環境衛生保持の観点から、「江別市地域防災計画」の災害応急対策計画による対応のほか、国が策定した「震災廃棄物対策指針^{*1}」及び「水害廃棄物対策指針^{*2}」により、近隣市町村との連携体制や、災害廃棄物の収集方法、仮置き場の確保等についてその対策を講じていきます。

(2) 廃棄物処理施設整備基金

ごみ焼却処理施設や最終処分場など、廃棄物処理の中核施設の更新には多額の費用を要します。環境クリーンセンターや最終処分場は、平成14年に整備されておりこの計画期間内における更新予定はありませんが、いずれは耐用年数を迎えます。

将来の施設更新に向けて、基金を含めた資金対策を計画的に行っていきます。

(3) 産業廃棄物処理施設等への対応

産業廃棄物は、行政区域内処理が原則の一般廃棄物と異なり、行政区域を越えて処理できることから、札幌市に隣接する本市においては、産業廃棄物処理施設等による生活環境問題が多く引き起こされます。

産業廃棄物の取締まりなどについては、本市に法的権限はありませんが、産業廃棄物処理施設等の立地や運転については、地元自治会と協力しながらパトロールを行うほか、札幌圏の市町村で構成する「札幌圏廃棄物対策連絡会議」においても、情報交換や合同パトロールを毎年実施しており、今後も引き続き権限庁の北海道や札幌市と情報交換を行い、連携して指導等を行っていきます。

また、懸念される環境問題の発生防止と地域の生活環境の保全を目的として、平成21年10月に「産業廃棄物処理施設に係る環境保全要綱」を制定し、関係施設について協定の締結を行っており、こうした対応については今後も継続していきます。

(4) 新篠津村のごみ処理受託

本市に隣接する新篠津村の一般廃棄物（燃やせるごみ・燃やせないごみ・危険ごみ）については、平成18年4月から環境クリーンセンター等で受け入れ処理しています。

この受け入れは、北石狩衛生施設組合（石狩市、当別町、新篠津村で構成）の解散に伴う当村からの処理依頼に基づくものです。

受託ごみ処理量は、年間700トン（本市の約2%）ほどであり、本市のごみ処理に支障はないことから、依頼に基づき今後も受託を継続していきます。

なお、受託収入は年間約3千万円となっています。

*1 震災廃棄物対策指針：厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課（平成10年10月）策定

*2 水害廃棄物対策指針：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課（平成17年6月）策定